

## 島根県高等学校PTA連合会 島根県高P連賠償責任補償制度のご案内

PTAまたは生徒の皆さまに生じた、もしもの賠償事故に備えて、島根県高P連賠償責任制度の加入をご提案いたします！

- ★本制度は、島根県高等学校PTA連合会さまを契約者とする『PTA賠償責任保険』の団体契約です。
- ★PTAの皆さまが安心してPTA活動に従事できるよう、各PTAや当該高等学校に通学する生徒に生じた賠償事故を補償します。
- ★学校単位での加入で、年間掛金は生徒1名あたり300円です。

### 1. 本制度ご案内の背景

島根県高等学校PTA連合会の会員の皆さまには、日頃から十分にご配慮のもと、PTA活動に従事いただいておりますが、PTA活動中は、PTAとして損害賠償責任を負うとされるさまざまな事故が想定されます。また、生徒の皆さまは、学校生活や登下校中、日常生活において、損害賠償責任を負う可能性があります。

\*近年、対人事故で1,000万円を超えるような高額支払いも発生しております。

#### ① PTA活動中の事故

- 施設内の催物表示の看板が倒れ、来客がケガをした。
- PTA主催のスポーツ大会のために借りたテントの設置方法が悪く、テント自体が破けてしまった。

#### ② 生徒の皆さまの事故

- 休日に、自転車で歩行者とぶつかって歩行者がケガをした。
- 学校の休み時間にふざけて駐車場でサッカーボールを蹴って、来客の車にぶつけて凹ませてしまった。

### 2. 本制度の概要

保険期間：令和5年4月1日午前0時から令和6年3月31日午後12時まで1年間

②契約者：島根県高等学校PTA連合会

③加入者：島根県高等学校PTA連合会さまに所属するPTAに限ります。

④被保険者：「本制度の補償内容」の通り

⑤商品構成：賠償責任保険普通保険約款 + PTA特別約款

+ 保険料支払いに関する特約 + 確定保険料に関する特約

+ 保険責任の始期および終期に関する特約

### 3. 本制度の補償内容

#### (1) 生徒個人の賠償責任

日本国内において発生した生徒の行為\*に起因して、他人の身体・生命を害し、または他人の財物を損壊した  
ことについて、生徒またはその親権者等の法定監督義務者が法律上の損害賠償責任を負担することによる損害  
を補償します。

\*日本国内における生徒の行為を24時間補償します。(課外授業中や日常生活に起因する事故も生徒に過失が  
ある場合は補償の対象となります。)

被保険者	生徒、生徒の親権者等の法定監督義務者
支払限度額	1事故につき 1億円(身体・財物共通)
自己負担額(免責金額)	1事故につき 5千円

#### (事件事例)

- ・生徒がボランティア活動として道路のごみ拾いをしていたところ、歩行者とぶつかって歩行者にケガをさせた。
- ・生徒が自転車走行中に誤って駐車中の自動車に傷をつけてしまった。
- ・生徒がスキー中、他のスキーヤーと衝突してケガをさせた。
- ・生徒が買い物中に誤って店の商品を壊した。

#### (ご注意)

●相手側にも過失がある場合は、過失割合に基づいて損害賠償金が支払われます。

●次のようなケースは必ずしも本保険でお支払いの対象になるとは限りません。

#### ・学校管理下での事故

学校は、生徒に対し、安全配慮義務や監督責任を負いますので、学校構内、学校管理下での生徒の行為に  
起因する事故に対し、学校側に過失があった場合は、学校側に法律上の損害賠償責任が生じます。生徒の  
過失が認められた部分については学校管理下であっても補償の対象となります。

#### ・ケンカによる加害事故

生徒がケンカしたことによる加害行為は、生徒の故意とみなされることが多く、生徒の故意となった場合  
は、補償の対象となりません。

\*PTA賠償責任保険では、被保険者の故意は補償対象外です。

#### ・アルバイト中の事故

アルバイト中(企業と雇用関係を結び企業の業務に従事している間)、生徒はアルバイト先の企業の指揮  
命令下に置かれますので、企業に損害賠償責任が生じます。生徒個人の過失が認められた部分については  
補償の対象となります。

#### (2) PTAの賠償責任

PTA管理下における次のいずれかに該当する事由に起因して、PTAが負う法律上の損害賠償責任を補償し  
ます。

- ①施設リスク…PTAがPTA活動の遂行に起因して生じた偶然な事故により、他人の身体・生命を害し、ま  
たは他人の財物を損壊させたこと
- ②保管物リスク…PTAの構成員であるPTA会員および児童・生徒が保管物を損壊または紛失し、もしくは  
盗取されたこと。

被保険者	PTA
支払限度額	①施設リスク (身体) 1名 5,000万円、1事故 5億円 (財物) 1事故 5,000万円 ②保管物リスク (財物) 1名 10万円 保険期間中 500万円
自己負担額(免責金額)	①施設リスク 1事故1千円 ②保管物リスク 1事故5千円

#### (事故事例)

- ・PTA主催のイベントにおいて、会場内の人員整理が悪く、入場者が転んでケガをした。
- ・PTA主催の海水浴で、責任者が監視を怠ったことにより生徒が水死した。
- ・PTA総会で使用するために借用した設備を誤って落として壊した。

#### (用語の定義)

PTA… 保険証券記載の父母等の児童・生徒の保護者と教職員の会をいい、児童・生徒の健全な成長を促すことを目的とし、その保護者と教職員が協力して学校および家庭における教育に関し理解を深め、その教育の振興に努め、児童・生徒の校外における生活の指導、地域における教育環境の改善、充実を図るため、PTA会員相互の学習、その他必要な活動を行う団体をいいます。

PTA活動… 日本国内においてPTAの目的にそってPTAが企画・立案し主催する学習活動および実践活動でPTA総会、運営委員会などのPTA会則（名称は問いません。）に基づく正規の手続きを経て決定された諸活動をいいます。

PTA管理下… PTAの指揮、監督または指導下において、PTA活動を行っている間をいいます。ただし、PTAの構成員であるPTA会員および児童・生徒がPTA活動へ参加するための所定の場所と自宅との往復途上はPTA管理下には含みません。

## 4. 保険金をお支払いできない主な場合

お支払いの対象とならない主な損害は次のとおりです。

### ■共通

- ・保険契約者、補償を受けられる方（「被保険者」といいます。以下同様とします。）またはこれらの方の法定代理人の故意
- ・地震、噴火、津波、洪水または高潮
- ・被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ・被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 など

### ■PTA特別約款

#### 生徒個人の賠償責任

- ・被保険者と生計を共にする別居の親族に対する賠償責任
- ・被保険者の心神喪失に起因する賠償責任
- ・自動車、航空機、船舶・車両（原動力がもっぱら人力であるものを除きます。）または銃器（空気銃を除きます。）の所有、使用または管理に起因する賠償責任 など

#### PTAの賠償責任

- ・被保険者が所有、使用または管理する施設の改築、修理、取りこわしその他の工事に起因する賠償責任
- ・自動車、車両（原動力がもっぱら人力であるものを除きます。）の所有、使用または管理に起因する賠償責任
- ・被保険者の占有を離れた財物または飲食物に起因する賠償責任
- ・PTA活動以外の活動に起因する賠償責任 など

## 5. 保険料

### ■年間掛金 300円／生徒1名あたり

\*保険開始日が令和5年4月1日の場合の保険料です。保険期間中にご加入の場合は、加入月ごとに掛金が異なります。詳細は、取扱代理店までお問い合わせください。

\*団体割引15%を適用しております（ご契約締結時の加入生徒数が10,000名以上20,000名未満の場合）。加入生徒数が10,000名未満、または20,000名以上になった場合は保険料が変更となります。

\*年間掛金の内訳につきましては、8.その他注意事項 をご参照ください。

## 6. 本制度の手続きについて

### <前年度から引き続き加入する場合>

令和4年度以降のご加入お手続きについて、令和5年3月31日で一旦終了致しますが、特段のお申し出または保険会社からの連絡がない限り、翌4月1日以降も自動的に更新の取扱いとなります。「加入申込書」を改めて提出する必要はありません。

ただし、追って、令和5年5月1日付学校基本調査報告生徒数を報告いただくことになります。生徒数報告書（自動更新用）に必要事項を記入し、令和5年5月15日（月）までに島根県高等学校PTA連合会事務局に提出してください。原則としてその年度の補償内容・保険料にて、島根県高等学校PTA連合会より保険会社に対して更新手続きを行います。

生徒数報告書（※）の提出締切	令和5年5月15日（月）まで 令和5年5月1日付学校基本調査報告生徒数を生徒数報告書（別紙①）に記載し、島根県高等学校PTA連合会事務局へ郵送にて提出。
6月上旬	加入者票を各学校へ配布
掛金の払込期日	令和5年6月23日（金）まで 生徒数報告書（別紙①）の掛金を島根県高等学校PTA連合会事務局へ送金する。

（※）生徒数報告書では、文部科学省の学校基本調査で報告した生徒数をご報告ください。中途加入の場合も、令和5年5月1日付学校基本調査報告による生徒数をご報告ください。（別紙①を使用する際は、別紙をコピーしてご使用ください）。

令和5年度以降のご加入お手続きについて、令和6年3月31日で一旦終了致しますが、特段のお申し出または保険会社からの連絡がない限り、翌4月1日以降も自動的に更新の取扱いとなります。

ただし、追って、令和6年5月1日付学校基本調査報告生徒数を報告いただくことになります。生徒数報告書（自動更新用）に必要事項を記入し、令和6年5月15日（水）までに島根県高等学校PTA連合会事務局に提出してください。原則としてその年度の補償内容・保険料にて、島根県高等学校PTA連合会より保険会社に対して更新手続きを行います。

### <令和4年度は加入していたが、令和5年度は更新しない場合>

① 手続等については、島根県高等学校PTA連合会事務局にご相談ください。

② 令和5年3月15日（水）までに、必要書類（別紙②）を島根県高等学校PTA連合会事務局に提出してください。

※ 所定の書類が期限内に提出されない場合は、全て「引き続き加入する」ものとみなされますのでご注意ください。



## 7. 事故発生時の手続きについて

■この保険で補償される事故が万が一発生した場合は、次の事項を遅滞なく取扱代理店へご連絡ください。  
本団体専用の事故報告書がセットされておりますので、コピーの上、ご使用ください。

- ①事故の状況、被害者の住所、氏名（名称）
- ②事故発生日時・場所
- ③損害賠償の請求を受けた場合はその内容 等

■本保険には、保険会社が被害者との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はございません。したがって、損害賠償責任を負う事故が発生した場合は、被保険者の方が必ず日新火災の事故部門担当者にご相談いただきながら、被害者との示談交渉を行っていただくことになります。

\*日新火災の事故部門担当者より事故解決に向けてサポートさせていただきます。

あらかじめ日新火災の承認を得ず示談金や賠償金の合意をされた場合には、その一部または全部について保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

■事故によって被保険者の負担する損害賠償責任が発生した場合、その事故にかかわる賠償保険金は、被保険者が賠償金を被害者にお支払い済みである場合を除き、原則として被害者に直接お支払い致します。なお、損害賠償請求権者（被害者またはその遺族）は、賠償保険金の支払いを優先的に受ける権利（先取特権）を有し、これを行することができることができます。

## 8. その他 注意事項

- ①このご案内はごく簡単な説明を記載したものです。詳細につきましては取扱代理店または日新火災へお問い合わせください。
- ②保険料算出のために申告いただいた基礎数値（生徒数）は告知事項の一部として取り扱われます。
- ③ご契約に際し、申告した生徒数が、故意または重大な過失により、不当に不足していた場合には、契約が解除され保険金が支払われないか、保険金が削減される場合があります。
- ④保険事故が発生した場合において、引受保険会社である日新火災から資料の提出または閲覧を求められたときには、異議を申し立てることなく速やかに提出していただきます。万一、提出されなかった場合には、それを原因として保険金が支払われない場合があります。
- ⑤この契約は島根県高等学校PTA連合会様をご契約者とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は団体が有します。
- ⑥保険証券は、ご契約者である島根県高等学校PTA連合会様に発行します。構成員の皆さまには、加入者票（被保険者明細書）を送付いたします。
- ⑦年間掛金には制度維持費が含まれます（保険料231円 制度維持費69円）
- ⑧引受保険会社が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減される等、支障が生ずることがあります。なお、引受保険会社が破綻した場合の契約者保護のための制度として「損害保険契約者保護機構」があり以下の補償割合で契約が保護されます。詳細につきましては、取扱代理店または日新火災へお問い合わせください。

契約者	個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人（日本における営業所等が締結した契約に限ります。）、マンション管理組合
補償割合	●破綻時から3ヵ月までに発生した事故による保険金：100% ●上記以外の保険金、返れい金等：80%

（注）保険契約者が個人等以外のものである保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

- ⑨日新火災は、お預かりしたお客さまの個人情報を、適切に扱うとともにその安全管理に努めております。重要事項説明書に記載の「お客さま情報の取扱いについて」をご確認ください。
- ⑩ご契約時およびご契約後に、特にご注意いただきたい事項を、「重要事項説明書」に記載しておりますのでご注意ください。
- ⑪生徒数の変更（転入・転出を含む）については、報告いただく必要はありません。加入期間中の生徒数の増減にかかわらず、掛金の追徴・返戻はありません。
- ⑫加入者票について、4月加入者には6月上旬に、5月以降加入者には補償開始月の翌月上旬以降に島根県高P連からPTAへ「島根県高P連賠償責任補償制度加入者票」が送付されます。これは個々の加入生徒用の控えですので、PTAから生徒（含む転入生）または保護者へ配布してください（ただし、PTA会員ではない方を除きます）。また、その際、加入者票は保険金請求に備えて必ず保管しておくようご案内ください。

取扱代理店	引受保険会社
<b>有限会社 メイジ</b> 所在地: 島根県出雲市斐川町直江4888-4 TEL: 0120-00-1230 FAX: 0853-72-7078	<b>日新火災海上保険株式会社</b> <b>島根サービス支店（担当: 和田）</b> 所在地: 松江市殿町516 山陰鴻池ビル4F TEL: 0852-22-3525 FAX: 0852-31-8564

締切日：令和5年5月15日（月）

島根県高等学校PTA連合会 御中

## 島根県高等学校PTA連合会PTA賠償責任補償制度 生徒数報告書&lt;自動更新用&gt;

日新火災海上保険株式会社

令和 5年 月 日

## &lt;加入者情報&gt;

単位PTA名：

会長名： \_\_\_\_\_ 印

【署名または記名・捺印欄】 フルネームで自署の場合は捺印は不要です。自署でない場合は記名・ご捺印ください。

担当者名： \_\_\_\_\_

TEL： \_\_\_\_\_

当PTAの生徒数について、以下の通り報告します。

☆ 令和5年5月1日付 学校基本調査生徒数合計	_____名
払込掛金額（※）	4月加入 300円×上記生徒数= _____円

（※）掛金は、上記の令和5年5月1日付学校基本調査報告生徒数に基づき、所定の締切日【6月23日】までに島根県高等学校PTA連合会事務局へ払い込みます。

☆が付された事項は、ご契約内容に関する重要な事項（告知義務に該当する事項）であり、お客さまから告知いただくことで弊社が把握したお客さま情報ですので内容をご確認ください。これらの表示が事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご契約を解除し保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。また、☆が付された事項に内容の変更が生じた場合には必ず弊社にご通知ください。ご連絡がない場合は、ご契約を解除することがあります。ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

## &lt;社内整理欄&gt;

証券番号		加入者番号	
------	--	-------	--

締切日：令和5年3月15日（水）

島根県高等学校PTA連合会 御中

島根県高等学校PTA連合会PTA賠償責任補償制度 解約通知書

日新火災海上保険株式会社

令和 5年 月 日

<加入者情報>

単位PTA名：

会長名： \_\_\_\_\_ 印

【署名または記名・捺印欄】 フルネームで自署の場合は捺印は不要です。自署でない場合は記名・ご捺印ください。

担当者名： \_\_\_\_\_

TEL： \_\_\_\_\_

当PTAは、以下の通り島根県高等学校PTA賠償責任補償制度を解約するので通知します。

解約日       ：     令和5年 3月 末日

<ご注意>

令和5年3月15日（水）の締切日までに本通知書が提出された場合には、令和5年度から解約の扱いとなります。ただし、本通知書が上記締切日までに提出されなかった場合には、令和5年度も更新するものとして取り扱われ、令和5年5月1日付学校基本調査生徒数に基づいた掛金を払い込んでいただくこととなりますのでご注意ください。

